

『外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立に関する管理弁法』

の印刷・発布に関する国家知識産権局の通知

公布日：2022-01-11

各省、自治区、直轄市、計画単列市、副省級市、新疆生産建設兵団知識産権局、四川省知識産権サービス促進センター、及び各地方の関係センター：

外国専利代理機構による中国常駐代表機構の設立及びその業務活動を規範化し、外国専利代理機構による中国常駐代表機構及びその代表の適法な権益を保障し、ビジネス環境を最適化し、専利代理業界の質の高い発展を促進するため、国家知識産権局は、『外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立に関する管理弁法』を制定し、ここに各方に印刷・発布する。真摯かつ徹底して執行すること。

ここに通知する。

国家知識産権局
2022年1月7日

外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立に関する管理弁法

第1章 総則

第1条 外国専利代理機構による中国常駐代表機構の設立及びその業務活動を規範化し、外国専利代理機構による中国常駐代表機構及びその代表の適法な権益を保障し、ビジネス環境を最適化し、専利代理業界の質の高い発展を促進するため、『専利代理条例』、『外国企業常駐代表機構登記管理条例』及び関係法令に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法にいう外国専利代理機構常駐代表機構（以下、「代表機構」という。）とは、外国専利代理機構が法により中国国内において設立した当該外国専利代理機構業務に關係する専利サービス活動に従事する事務機構をいう。

第3条 代表機構及びその代表は、中国の法令を遵守し、専利代理の職業倫理、自主規制及び規範を厳守しなければならない、中国の国の安全及び社会公益を損なってはならない。

第4条 外国専利代理機構が中国国内において設立した常駐代表機構は、国家知識産権局の認可を受けなければならない。

国家知識産権局並びに省、自治区、及び直轄市の人民政府知識産権管理部門は、法により代表機構及びその代表について管理を行う。

第5条 権利の平等、機会の平等、及び規則の平等の原則に基づき、代表機構には、国の知的財産権サービス業務の発展に係る支援政策及び措置を法により平等に適用する。

第2章 代表機構設立許可の条件及び手続

第6条 外国専利代理機構による中国常駐代表機構の設立を申請する場合には、国家知識産権局に対し申請を提出し、關係資料を提供し、外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立の許可を取得しなければならない。

第7条 外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立の許可を申請する場合には、次に掲げる条件を具備しなければならない。

(1) 国外において適法に成立していること

(2) 専利代理業務を5年以上実質的に実施しており、かつ、業務執行行為が原因で自律的懲戒又は行政処罰を受けていないこと

(3) 代表機構の首席代表は、完全な民事行為能力を具備し、専利代理師の資格を具備し、専利代理業務の執行経験が3年以上あり、業務執行行為が原因で自律的懲戒又は行政処罰を受けていないこと

(4) その本国において専利代理師業務を執行する者が10名以上いること

第8条 代表機構の名称は、次の部分から順に組み合わせなければならない。外国専利代理機構の国籍、外国専利代理機構の中国語名称、常駐都市名及び「代表処」の文字。

第9条 外国専利代理機構が代表機構の設立を申請する場合には、国家知識産権局に対し、次に掲げる資料を提供しなければならない。

- (1) 当該外国専利代理機構の主要責任者が署名した常駐代表機構設立の申請書
- (2) 当該外国専利代理機構の所在国又は地域の関係主管部門が発行した営業許可証又は適法な営業証明書
- (3) 当該外国専利代理機構が代表機構の首席代表任命予定者に与えた授權書。当該授權書において、代表機構の業務範囲を明確にしなければならない
- (4) 本弁法第7条第(2)から(4)号までの定めに適合する関連状況説明書及び承諾書
- (5) 代表機構の代表名簿及びその経歴
- (6) 国家知識産権局が提供を要求するその他資料

申請資料が外国語の場合には、中国語の翻訳を添付しなければならない、以って中国語が優先される。

第10条 国家知識産権局は、許可申請を受理した日から3ヶ月以内に、認可するか否かの決定をしなければならない。代表機構の設立を認可する場合には、書面による認可決定をしなければならない。認可しない場合には、認可しない理由を説明しなければならない。

外国専利代理機構は、認可の日から90日以内に、法により登記機関に対し設立登記を申請しなければならない。

第11条 代表機構は、国家知識産権局の認可決定を受領した日から2ヶ月以内に、次の資料を代表機構の所在する省、自治区、又は直轄市の人民政府知識産権管理部門に提供し届出を行わなければならない。

- (1) 名称、住所、首席代表、代表及び業務範囲等を含む代表機構の基本状況説明書
- (2) 首席代表及び代表の身分証明書等の資料

省、自治区、及び直轄市の人民政府知識産権管理部門は、代表機構によるインターネットを通じた届出の便宜を図らなければならない。

第12条 代表機構の名称、業務住所等の事項に変更が生じた場合には、関係状況について国家知識産権局に対し変更手続を申請しなければならない。

代表機構の届出情報に変更が生じた場合には、関係状況について所在地の省、自治区、又は直轄市の人民政府知識産権管理部門に対し届出変更手続を申請しなければならない。

第3章 代表機構の管理

第13条 国家知識産権局並びに省、自治区、及び直轄市の人民政府知識産権管理部門は、『中華人民共和国行政許可法』、『専利代理条例』等の法令及び国の関係規定により、代表機構及び代表の行為について法により管理を行わなければならない。

第14条 代表機構は、法により次に掲げる業務活動に従事することができる。

- (1) 当事者に対し当該外国専利代理機構が専利代理業務に従事する許可を取得済みの国又は地区の専利事務コンサルティングを提供すること
- (2) 当事者又は中国の専利代理機構の委託を受け、当該外国専利代理機構が専利代理業務に従事する許可を取得済みの国又は地区の専利事務を取り扱うこと
- (3) 当事者又は中国の専利代理機構の委託を受け、中国企業による海外投資、海外にお

ける早期警戒又は権益保護等の専利に係る事務のため、専門的なコンサルティングサービスを提供すること

(4) 外国の当事者に代わり、中国の専利代理機構に中国の専利事務を委託すること

代表機構は、法により業務活動を実施しなければならず、専利の代理出願又は専利権無効の宣告等の中国の専利事務及び中国の法律事務に従事してはならない。

第 15 条 国家知識産権局並びに省、自治区、及び直轄市の人民政府知識産権管理部門は、代表機構及びその代表の公共情報の発布を強化し、公衆が代表機構及びその代表の基本状況を理解できるよう検索サービスを提供しなければならない。

第 16 条 国家知識産権局並びに省、自治区、及び直轄市の人民政府知識産権管理部門は、次の法規違反行為が存在する代表機構及びその従業員に対し、警告・談話及び意見提出を行い、遅滞なく是正するよう促し、法により取り締まり、必要な場合には関係部門に移送して処理することができる。

(1) 外国機構又は個人が中国国内において無断で代表機構を設立し、又は不法に専利サービス活動に従事する行為

(2) 外国機構又は個人がコンサルティング会社又はその他名義により、中国国内において専利の代理出願又は専利権無効の宣告等の中国の専利事務に従事する行為

(3) 代表機構が業務執行届出を実施済みの中国の専利代理師を雇用する行為

(4) 同時に 2 つ以上の代表機構において代表を就任し又は兼任する行為

(5) その他法規に違反する活動に従事する行為

第 17 条 真実の状況の隠蔽し、又は虚偽を弄する手段により外国専利代理機構による中国常駐代表機構設立の許可を申請した場合には、国家知識産権局は、法によりこれを受理せず、又は許可しない。許可を取得済みの場合には、国家知識産権局が法により常駐代表機構設立の許可を取り消す。

常駐代表機構設立の許可を取得後、状況の変化が原因で本弁法に定める条件に適合しなくなった場合、国家知識産権局が期間を定めて是正するよう命じる。

第 4 章 附則

第 18 条 本弁法は、国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第 19 条 本弁法は、公布した日から施行される。

出所：2022 年 1 月 11 日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/11/art_527_172712.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。